

● 規程改正の概要

要 旨	医療事務補助職員の確保と定着を図るため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正【規程第●号】</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の高度化・専門化に伴いDC業務が困難化するとともに、DPCや外来会計業務の内製化により、これらの業務においても困難度が上がっている。 ○ 医療事務補助業務の拡大に伴い必要職員数が増え、職員の確保が困難となっている。 ○ 医療事務補助職員の給料の上限（号給）を引き上げることにより、職員の確保と定着を図る必要がある。 ○ 当機構においては、不妊治療休暇が創設されているが、会計年度任用職員については、適用されていない。 ○ 県では、令和4年3月、国に準じて、会計年度任用職員を適用対象に加える改正を行うことから、当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 ○ 県では、令和3年10月の人事委員会勧告において、仕事の家庭の両立支援のための措置について、その必要性が示されたことを受け、令和4年3月、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件について改正を行うことから、当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正内容</p> <p>(1) 医療事務補助職員の給料表の上限を引き上げる。</p> <p style="margin-left: 40px;">上限： 1級17号給（月額165,900円）</p> <p style="margin-left: 80px;">↓</p> <p style="margin-left: 40px;">上限： 1級29号給（月額188,700円）</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 前年度から引き続き勤務する職員について1級29号給の上限を適用し、任用初年度の上限は1級17号給のままとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">【参考】影響額（年額） 約6,360千円 医療事務補助職員 76人（うち、1級17号給の職員 63人） R3年度中採用者22人、R3年度中退職者8人</p> <p>(2) 有給休暇として、「不妊治療休暇」を追加する。</p> <p>(3) 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和</p> <p style="margin-left: 40px;">育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件の廃止 等</p> <p>(4) その他、所要の規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和4年4月1日から施行する。

会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和4年4月1日施行)

新	旧
<p>(育児休業)</p> <p>第19条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員は、勤務時間等規程の育児休業の例により、育児休業（養育する子が1歳に達する日まで）をすることができるものとする。</p> <p>一 養育する子が1歳6か月に達する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員</p> <p>二 略</p> <p>3 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の育児休業に關し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第20条 1週間の勤務日が3日以上、かつ1週間以上の勤務日がある会計年度任用職員は、勤務時間等規程の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）をすることができるものとする。</p>	<p>(育児休業)</p> <p>第19条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員は、勤務時間等規程の育児休業の例により、育児休業（養育する子が1歳に達する日まで）をすることができるものとする。</p> <p>二 引き続き勤務した期間が1年以上である会計年度任用職員</p> <p>三 養育する子が1歳6月に達する日を超えて引き続き勤務することが見込まれる会計年度任用職員</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第20条 次のいずれにも該当する会計年度任用職員は、勤務時間等規程の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）をすることができるものとする。</p> <p>二 引き続き勤務した期間が1年以上である会計年度任用職員</p> <p>三 1週間の勤務日が3日以上、かつ1週間以上の勤務日がある会計年度任用職員又は週以外の勤務日がある会計年度任用職員であることである勤務日1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員は、勤務時間等規程の部分休業の例により3歳に達するまでの子を養育するため部分休業（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）をすることができるものとする。</p>

勤務によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者

2 部分休業の請求は、勤務時間等規程の部分休業の例により行うものとし、会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。また、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児休暇を承認されている場合）は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

別表3（有給休暇 第18条関係）

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略		
婚姻休暇	略	

2 部分休業の請求は、勤務時間等規程の部分休業の例により行うものとし、会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。また、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児休暇又は介護時間を承認されている場合）は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

別表3（有給休暇 第18条関係）

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略		
婚姻休暇	略	
不妊治療休暇	勤務時間等規程の「不妊治療休暇」の例による。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②任期が6月上又は引き続き勤務した期間が6月以上である

略	こと。
---	-----

略

別表 4 (無給休暇 第 18 条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
育児休暇	略	
子の看護休暇	略 ① 略 ② 任期が 6 月以上又は引き続き勤務した期間が 6 月以上であること。	
短期の介護休暇	略 ① 略 ② 任期が 6 月以上又は引き続き勤務した期間が 6 月以上であること。	
妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務する	その都度必要と認める期間 ただし、1 の年度において、7 日以内	

略	
---	--

略

別表 4 (無給休暇 第 18 条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
育児休暇	略	
子の看護休暇	略 ① 略 ② 引き続き勤務した期間が 6 月以上であること。	
短期の介護休暇	略 ① 略 ② 引き続き勤務した期間が 6 月以上であること。	
妊娠中の女子の職員が、妊娠に起因する障害(つわり)のため勤務する	その都度必要と認める期間 ただし、1 の年において、7 日以内	

ることが困難である と認められる 場合の休暇		
略		
介護休暇	略	略 ① 略 ②介護休暇の期間の初日から93日を経過する日から6月を経過する日までに、任期(当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること が明らかでないこと。 取得単位は1日又は1時間単位とする。
介護時間	略	略 ① 略

ことが困難である と認められる 場合の休暇		
略		
介護休暇	略	略 ① 略 ②引き続き勤務した期間が1年以上であること。 ③介護休暇の期間の初日から93日を経過する日までに、任期(当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること が明らかでないこと。 取得単位は1日又は1時間単位とする。
介護時間	略	略 ① 略 ②引き続き勤務した期間が1年

	以上であること。 ③1日の勤務時間が6時間15分以上であること。
略	

別表7 (職種別の職務の級及び号給 第25条関係)

一 事務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級の	号給	職務の級の	号給
略						
医療事務補助		高校卒	1	1	1	17
略						

	②1日の勤務時間が6時間15分以上であること。
略	

別表7 (職種別の職務の級及び号給 第25条関係)

一 事務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級の	号給	職務の級の	号給
略						
医療事務補助		高校卒	1	1	1	17 (※)
略						

(※) 前年度に引き続き再度任用され継続勤務する医療事務補助職員については、1級29号給を上限とする。

条例の概要

総務部人事課

<p>題 名</p>	<p>山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣 旨</p>	<p>最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の育児休業等について所要の改正を行う必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、職員の個々の事情に応じた働き方への対応が求められており、令和3年8月の人事院勧告と同様に、同年10月の人事委員会勧告の際に、公務運営に関する報告において、仕事と家庭の両立支援のための措置について、その必要性が示された。 ○ 職員の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を職員自らが選択できる職場環境を整備することは、公務能率の一層の向上に資するものとなる。 ○ こうした最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の育児休業等について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件の廃止 等 <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置 ・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）
<p>施行期日</p>	<p>令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>留意点</p>	<p>なし</p>
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>